

2024年度（令和6年度） 福山市立神辺西中学校生徒指導規程

目的

この規程は、本校の教育目標を達成するために策定したものです。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校内外の生活を送るという観点から必要な事項を定めています。

学校生活に関すること

集団生活をするための、ルールの大切さや守る義務について理解し、生徒自らが安全で安心して充実した学校生活を送るために主体的に考えていくものとする。

（いじめ）

（1）基本的な考え方

- ア いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- イ いじめは、役割交代や対等の関係で単発的に行われる「あそび」「ケンカ」「ふざけ」とは異なって、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものである。
- ウ いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命を奪いかねない人権に関わる重大な問題である。「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

（2）指導方法

- ア 事実確認は複数で行い、聞き手（事情を聞く）、記録者（生徒の言葉をありのままに書き取る作業）の役割分担をして正確に行います。その時、聞き手や記録者の主観を入れず、客観的事実を記録します。
- イ 被害を受けた生徒を守るためにいじめ防止委員会、学年を中心に職員体制（巡回、支援）をつくり、被害生徒保護のための必要な対応を取ります。
- ウ 被害生徒の保護者に連絡、学校の指導を説明します。
- エ 加害生徒と保護者を召喚し、注意・指導を行うとともにその後の指導について説明します。

（制服） 校内外の学習活動及び登校（休業日を含む）の際は、学校が定める制服を正しく着用しましょう。※男女共通とします。ズボン（裾はくるぶしより下）、スカート（裾は膝にかかる）、ネクタイ、リボンはカッターシャツ、ブラウスシャツの着用の際には、つける。

（ソックス）

男女とも、白、黒、紺の無地のものを着用する。ワンポイントは許可します。くるぶしソックスは禁止とします。

冬季のみ、黒・ベージュのタイツを許可します。

ただし、体育の授業においてタイツをはく場合は、必ずジャージズボンを着用すること。

（ベルト）

ベルトは必ず着用します。色は黒又は茶色、模様のないものとします。

（通学靴）

男女とも「白の無地の運動靴」とします。通学、体育兼用とします。

（頭髪）

高校受験や社会、活動において清潔感のある頭髪とします。化粧はしません。

（不要物）

学校での学習や部活動に必要なものは、校内への持ち込みを禁止とします。

- （1）携帯音楽等の通信機器、化粧品、ナイフ等の危険物、漫画・雑誌、トランプ、菓子類
- （2）アクセサリ類（ピアス、ミサンガ、ネックレス、腕輪、指輪等）
- （3）スポーツ飲料については、季節に関わらず自己で判断し飲用すること。

不要物を持参した場合は学校で預かり、本人を指導するとともに、保護者に連絡させていただき、保護者に直接返還させていただきます。携帯電話・スマホ等を学校へ持参することは原則禁止とします。安全上の都合で、携帯・スマホを持参する場合は、学校長に許可を申し出ること。許可を得た場合は登校時に職員室で預かり下校時に返却するものとする。

（欠席・遅刻・早退）

欠席や遅刻をする場合、必ず8時10分までにCOCOOや電話で学校に連絡をします。

（授業）

すべての生徒の学習する権利を保障するため、授業においては次の各項目について守ってください。

- （1）授業遅刻をしないこと。
- （2）忘れ物をしないこと。
- （3）不必要な発言、許可なく自席を離れないこと。
- （4）始めと終わりのあいさつを大きな声で行い集中して授業に取り組むこと。

- (4) 授業担当者の指示をよく聞くこと。
- (5) 冬季において、ウインドブレイカーの着用やブランケット、座布団の使用をしてもよい。ウインドブレイカー着用の際には、ブレザーを着用すること。ブランケットは教室の座席でのみで使用する。

(保健室利用)

- (1) 保健室を利用する場合は、教科担任もしくは担任の許可を得ること。
- (2) 保健室においては、養護教諭の指示をよく聞くこと。
- (3) 利用時間は1回、1時間以内とし、それでも体調が回復しない場合は家庭連携をし、早退手続きをとります。

(自転車通学)

- (1) 自転車保険に加入し、自転車通学誓約書を提出し、許可を受けたものは自転車通学ができます。
- (2) 自転車通学生は次の各項目を守ること。
 - 1 一列走行
 - 2 左側走行
 - 3 交差点での一旦停止
 - 4 二人乗りの禁止
 - 5 ヘルメットの着用
 - 6 通学路を通る
 - 7 雨天時の雨合羽着用
 - 8 その他、道路交通法の遵守
- (3) 自転車の車型は、安全で、経済的負担の少ないものにして下さい。
 - 1 自分の体に適合したものであること。
 - 2 改造をしないこと。
 - 3 自転車に通学許可シールを貼ること。
- (4) 上記(2)及び(3)の各項目に違反するものは、自転車通学の許可を取り消します。

校外生活に関すること

- (1) 校外で生活する場合は、私服で外出すること。

(禁止事項)

- (1) 喫煙、飲酒、窃盗、万引き、無免許運転、火気の使用等、法律で禁止されている行為。
- (2) 他の生徒、教職員に対する暴力行為、暴言及び器物損壊行為。
- (3) 無断外泊は禁止する。また、生徒だけで、23時以降の夜間外出はしない。
- (4) 登下校時における飲食店、スーパー等への立ち寄り及び買い食い。

特別な指導に関すること

特別な指導は、自らの問題行動を反省し、より充実した学校生活を送るために、通常の教育活動では十分な効果が得られないと学校が判断した場合に行います。教育上必要と認められる場合は、保護者に趣旨を説明し、特別な指導を行います。

(1) 法令・法規に違反する行為

- 1 暴力行為・恐喝・金品強要・脅迫行為
いじめ 等
- 2 飲酒・喫煙
- 3 建造物・器物損壊行為
- 4 窃盗・万引き
- 5 薬物の使用・火気の使用
- 6 その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の校則等に違反した場合

繰り返しの指導にも関わらず好ましい改善が見られない場合には、特別な指導を行います。

- 1 いじめの加害者
- 2 授業妨害
- 3 授業エスケープ
- 4 著しい頭髪・服装違反
- 5 テスト中の不正行為
- 6 家出及び深夜徘徊
- 7 教職員の指導に対する指導無視や反抗
- 8 学校に必要な物の持ち込み
- 9 その他神辺西中学校の信用を失墜させる行為